

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録 (14.1定)			
日 時	平成14年 3月12日(火)	開 議	午前11時00分
		散 会	午前11時12分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐野委員長、佐々木(勝)副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木(政)・斉藤(陽)各委員		
説 明 員			
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

委員長

ただいまから、総務常任委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、委員長から、本日の委員会開催に至る経緯・経過についてご説明を申し上げます。

当委員会に付託されました陳情第71号小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例制定方について、陳情者代表の北村一幸氏から、2月25日、議長に対して、第1回定例会における当委員会において意見陳述の機会を与えてもらいたい旨、口頭により申出がございました。

この件について、当委員会として、委員会条例第27条の規定に基づく参考人招致として行うか否かについて、今日まで議論をまいりました。

3月6日、11日の両日、理事会を開催し協議を続けてまいりましたが、残念ながら、各会派間で意見の一致を見ることができませんでした。

参考人招致については、委員会意思として決定し、議長から相手方に通知する必要があるため、本日、委員会開催の運びとなったものであります。

以上の経過でございます。

それでは、これより各会派のご意見を順次、伺いたいと思います。

最初に、共産党。

北野委員

詳しいことは新谷委員の方から言いますけれども、理事会の様子は、新谷理事から、その都度、詳しく報告をいただきました。

それで、私は、陳情者の代表である北村さんにおとこの日に会って、理事会の中で、まだ討議もしていませんから、結論をどうするか、即決するのか、それとも継続審査でやるのか決まってははいない。

しかし、そういうこともらんで、代表者が、ぜひ意見を述べたいという希望が大した強い希望でないような、そういうのもあるという意見を出した方もいらっしゃるということなので聞きにいったのですけれども、そういうことでない、ぜひ意見は聞いていただきたいのだということを確認いたしましたので、私どもとしては、新谷委員が先日来指摘しているような、以下に述べる理由で、こういう大勢の方々が陳情に名を連ねているわけですから、これはぜひやっていただきたい。

それから、陳情の署名数云々についてもありましたが、それは2人であろうと1万人であろうと、その価値は変わるものではありません。しかし、そこへ賛同している数というのも、当然多いということになれば、それだけ我々としては、そういう大勢の方々の重みがあって、受け止めて対応する必要があるというふうに思いますので、ぜひ、今回につきましては、陳情者の代表を呼んで話を伺うというふうにしていただきたい。

以下、その理由は新谷委員の方から述べます。

新谷委員

今、北野委員から陳情者の気持ちの報告がありましたけれども、そのほかにも、札幌、苫小牧、それから、ほかの地域からも、うちの共産党あてに、この陳情を採択するためにぜひ頑張ってほしいということで励ましの手紙が来ています。

それで、理事会でも言いましたけれども、我々は市民の代表ですから、市民の要望をいかに取り入れるかということで、そういう立場に立つべきだと思います。

その点では、今度の問題は、条例の27条を盾にとって、ルールはルールなのだ、決まりは決まりなのだから呼べないのだということと言いますけれども、同じ規則でも、帯広では小樽と全く同じ、参考人制度は同じです。でも、

これを準用してきて、陳情者、請願者の要望というか、趣旨説明を受けているというのです。

それから、札幌市では、請願者の規則を使って、「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」、このところを運用して趣旨説明をしてもらっているようです。

それから、旭川では、提出者または紹介議員からの趣旨説明を運用して来てもらっているということで、他市では、こういう努力をしているわけです。決して、条例やら規則に縛られてだめだということはしていないのです。小樽は別だということではないと思うのです。

それで、他の委員会を見ますと、建設常任委員会では、陳情がたくさん出されていますけれども、一応、現地視察はしております。そういう点では、願意がわからないということではないけれども、見に行っているわけです。

ですから、そういうこともありますし、規則の中でも、市民の要望をどうやって取り入れるかという立場に立つならば、今回の陳情の趣旨説明は聞くべきだと思うのです。

それで、参考人は面倒な制度だとか、規則があるとか何とかと言いますがけれども、例えば、苫小牧のように全部の陳情・請願の趣旨説明を受けているのですけれども、休憩中に受けて費用は出していないということもありますし、条例なり規則の中で、どうやって市民の要望を取り入れるか、そういう点で、そういう立場に立って、ぜひ今回の陳情の趣旨説明は受け付けるべきだと思います。

委員長

次、自民党。

横田委員

本件陳情につきましては、本年1月に、我が会派の政調会と陳情者代表ら7名が、その願意などについて意見交換を行いました。

その際、本陳情の願意については十分お聞きしましたし、我が党の意見も、その際にしっかりお話ししたところでもあります。

また、提出された陳情書を拝見させていただきましたが、その願意ははっきり記載されており、実にわかりやすい陳情書であります。

したがって、我が会派は、改めて意見をお聞きする必要はないと判断いたします。

本来、議会が参考人に意見を聴取する場合は、議会側が陳情や請願の趣旨や願意がわからないときに、議会側から提出者を招致して意見を聞くことを想定しております。

今回は、陳情者側から意見の場を与えてくれという形ですので、これを直ちに参考人として招致するということにはならないかと考えます。

そのような意見陳述の場が今後必要であれば、議会全体の問題として問題提起をしていただき、別の場で議論するのが正常な手続だと思います。

常任委員会が単独で議会ルールを拡大解釈するのは厳に慎むべきであります。

陳述者の意見を聞くことをすべて否定するものではありませんが、それを恒常化させることは、議会運営上、さまざまな問題点が発生することが予想されます。

意見陳述を希望する者全員にその機会を与えるのか、無制限に意見を聞くことは不可能ですので、制限を加えるとしたらどこにラインを引くのか、署名者が多ければいいというものではないはずで、1人の陳情者でも受け入れるのか、その時間は、人数はなどなど、まだまだ定めなければならないルールがあるはずであります。

そういうことが今現在では全く何もないわけですから、そういうことを精査されてから踏み込むべきであり、そうしたものが何も決まっていない現段階での参考人招致はできないものと考えます。

委員長

公明党。

斉藤（陽）委員

公明党は、個別に陳情者から説明を受けて勉強もさせていただいております。

陳情文書の陳情趣旨の部分は非常に明快でありまして、十分審議ができる内容であると思います。

地方自治法の109条の第5項、また、小樽市議会の委員会条例の27条、こういった制度の趣旨から考えますと、参考人招致という目的は、陳情者あるいは請願者の趣旨が不明である場合に限定的に行われるべきであるという趣旨と考えられますので、陳情者の意見開陳の場というふうにとらえる趣旨ではないと思われまので、今回のケースは、陳情者の陳情内容について趣旨も明快ですし、今回の場合については、参考人招致というケースには当たらないものと考えますので、今回は参考人を招致する必要はないと考えます。

以上です。

委員長

次、民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

我が会派は、今回出されてきた陳情第71号の提出の経過から考えて、この取扱いは慎重に丁寧に扱うべきだといふふうを考えて、一貫してそのスタンスできました。

1番目の陳情者に機会を与えるという問題については、我が会派は、基本的には意見陳述の機会にこたえていくこと、こういうふうを考えています。

そこで、理事会の中でもお話が出たかと思いますが、クリアしなければならない議会の、いわゆる第27条との整合性だとか、そういう問題を乗り越えていく方策というか、そういうことに意見の出し合いをしてきました。

しかし、壁はいろいろ厚いわけだけでも、大事にしながらという観点からすれば、意見の一致を見るように努力をする立場に、私は副委員長という立場にあるものですから、議会運営がスムーズにいくためにどのようにするかという部分を考えてみました。

そういう面で考えていきますと、壁があるということは承知の上で、それを乗り越える整合性を図るような理由づけをみんなで出し合ったわけですがけれども、その一致は見ないということですがけれども、普通は理事会で結論を出すということなのですがけれども、本委員会を開いて、そして公開の場でそれぞれの立場を述べるという機会ですので、結論から言います。

今回の取扱いについては、慎重にということを含めて考えて、意見陳述の機会を与えて、その期待にこたえるというふうにしたいと思います。

委員長

各会派の意見が出そろったものと判断いたします。

これより採決を行います。

陳情第71号に関する参考人招致を行うことに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、当総務常任委員会としては、参考人招致を行わないことと決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。